

Sophia-R

Sophia University Repository for Academic Resources

Title	研究会報告 2014年度教育イノベーション・プログラム △ 講義型および参加型によるESD・市民教育の試み
Author(s)	田中, 治彦; 南部, 義典; 林, 大介
Journal	上智大学教育学論集, (49)
Issue Date	2015-03-31
Type	紀要/Departmental Bulletin Paper
Text Version	出版者Publisher
URL	http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/handle/123456789/36516
Rights	



上智大学
Sophia University

<http://www.sophia.ac.jp>

2014 年度教育イノベーション・プログラム

講義型および参加型による ESD・市民教育の試み

I. 2014 年度教育イノベーション・プログラムの実施

本プログラムの目的

上智大学総合人間科学部教育学科では過去3か年（2011-13年度）にわたり学内共同研究として「多文化共生社会における ESD・市民教育の可能性」を研究してきた。その成果は大学生向けテキスト『多文化共生社会における ESD・市民教育』として編纂され、2014年9月に上智大学出版会より発刊された。⁽¹⁾ また、参加型学習教材として『ワークショップ版 多文化共生社会における ESD・市民教育』を製作した。⁽²⁾

2014年度に上智大学教育イノベーション・プログラムに採択された本プログラムでは、これら2冊のテキストを使用して、主に一年生に向けた授業「多文化共生社会における ESD・市民教育」を秋学期2単位科目として開講した。この科目は総合人間科学部の一年次必修科目「総合人間科学入門」（春学期開講）につなげる形で、教育学科の導入科目として展開する。

本授業科目は、教育学科の全教員が輪講の形で講義し、一年次生については全員が履修するようにオリエンテーションで指導する。また、本授業科目は「多文化共生・持続可能な社会・市民教育」という上智大学の教育理念の根幹に当たるテーマを扱っていることから、教育学科の他学年および総合人間科学部各学科や他学部の学生にも受講を呼びかける。

本授業科目の特色は、14回の講義のうち9回を専任教員及び非常勤講師の授業に宛て、残り5回の授業を「参加体験型のワークショップ形式」で行うことである。参加体験型の授業においては、各学生が「自身のアイデンティティ、社会との関わり、世界とのつながり」を確認して、学生自身の将来の学習や人生に展望を切り開くことをねらいとしている。

本授業科目においては、講義型・参加型による授業の評価を行い、効果測定を試みる。毎回のリアクション・ペーパーと最終回の授業アンケート、および最終レポート、事前事後の評価表を総合して、授業の効果を測定する。これにより、講義型・参加型といった授業形態の違いによる学習効果の比較や、各回の授業内容の理解度や効果を測り、今後の授業改善に生かすことを目的としている。

本プログラムの内容

(1) 授業科目「多文化共生社会における ESD・市民教育」の実施

教育イノベーション科目として「多文化共生社会における ESD・市民教育」（HED65600、秋学期水曜日3限）を開講した。以下のような内容で、講義型の授業9回と参加型の授業6回を組み合わせた科目として実施した。受講生は約180名。

- 2014年10月1日 オリエンテーションおよび事前評価ワークショップ (田中治彦)
10月8日 ワークショップ1「私と世界」「私の原風景」 (田中治彦)
10月15日 開発途上国と紛争後社会の教育と多文化共生 (小松太郎)
10月22日 人の国際移動と多文化社会の教育変容 (杉村美紀)
10月29日 多文化主義とは何か：その歴史と課題 (加藤守通)
11月5日 ワークショップ2「みよし町中華街構想」 (田中治彦)
11月12日 持続可能な開発のための教育(ESD)の歴史と課題 (田中治彦)
11月19日 人口問題からみた持続可能な社会の実現 (鬼頭宏)
11月26日 ワークショップ3「もし地球の気温が2度上がったら」 (田中治彦)
12月10日 総合的な学習の時間とESD・市民教育 (奈須正裕)
12月17日 グローバル化時代のシティズンシップと教育 (高祖敏明)
- 2015年1月7日 倉橋惣三の保育理論にみる国民教育と市民教育の課題 (湯川嘉津美)
1月14日 ワークショップ4「30歳のわたし」 (田中治彦)
1月21日 まとめと事後評価ワークショップ (田中治彦)

(2) 教育イノベーション・セミナーの実施

以下のような内容で、年間5回のイノベーション・セミナーを開催し、学内外に研究・実践の成果を共有した。

第1回 「水」を題材とした参加型学習

日時：2014年7月12日(土)

講師：西あい、宮崎花衣((特活)開発教育協会)

参加者：35名

第2回 ヨーロッパの開発教育・グローバル・シティズンシップ教育

日時：2014年11月14日(金)

講師：Rilli Lappalainen (CONCORD = 救済と開発のためのヨーロッパ NGO 連合)

参加者：20名

第3回 ESDに関するユネスコ世界会議報告会

日時：2014年11月14日(金)

講師：笹井宏益(国立教育政策研究所)、柴尾智子(ユネスコ・アジア文化センター) 他

参加者：98名

第4回 18歳選挙権と市民教育の課題

日時：2014年12月6日(土)

講師：南部義典(元慶應義塾大学大学院法学研究科講師)

林大介(模擬選挙推進ネットワーク/東洋大学社会学部社会福祉学科助教)

コーディネーター：田中治彦（上智大学総合人間科学部教育学科教授）

参加者：35名

第5回 ユネスコ・スクール・国際理解教育の歴史と課題（予定）

日時：2015年3月7日（土）

講師：米田伸次 帝塚山学院大学国際理解研究所顧問

注

- (1) 田中治彦・杉村美紀編『多文化共生社会におけるESD・市民教育』上智大学出版会、2014年
- (2) 『ワークショップ版 多文化共生社会におけるESD・市民教育』上智大学総合人間科学部教育学科、2014年

田中 治彦（研究代表者・本学教育学科教授・生涯教育学）

Ⅱ. [セミナー報告] 18歳選挙権と市民教育の課題

2014年12月6日に本学で行われた表記のセミナーの発表要旨を掲載する。当日の各講師の報告をもとに質疑応答や議論の内容などを付け加えて、改めて執筆したものである。

1. 18歳投票権・選挙権と市民教育の課題

はじめに

憲法改正の手続きを定めた国民投票法改正案が2014年6月に国会で成立した。これにより、4年後には18歳以上が投票権を得ることとなった。また、公職選挙法の選挙権年齢についても、2年以内に「18歳以上へ引き下げを目指す」ことで8党が合意した。また、法制審議会は2009年に「もし選挙権が18歳に引き下げられるのであれば、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」という答申を出している。

2016年夏の参議院選挙において、その時の高校3年生の生徒たちが国政選挙において投票する可能性が高まっている。それまでに現在の中学高校教育において主権者となるための教育は十分なされるのであろうか。ここでは18歳投票権と選挙権の実現を見据えて、中学高校における公民教育・市民教育のあり方について議論したい。

選挙権の拡大と教育改革

日本は過去2度、参政権の拡大を経験した。1回目は1924（大正13）年の普通選挙法の成立、2回目は戦後の新憲法下での婦人参政権である（1945年）。選挙権拡大については、その都度大きな教育改革を伴ってきた。普通選挙が実施されたその年には実業補習学校の「公民科」教授要綱が制定されている。そして、青年教育、成人教育を推進するための「社会教育課」が文部省の

中に設置された。

戦後の婦人参政権の際の教育改革はより大がかりなものであった。これは占領軍のGHQの指令のもとに行われた教育改革であり、従来の軍国主義教育を一掃し民主主義教育を推進するために、戦前の終身、地理、歴史の教科を排して、あたらしく「社会科」が設置された。社会教育においては、1949年の社会教育法に基づき公民館を初めとした現在の社会教育体制が成立した。公民館などを拠点として青年学級が開始されて、民主主義の啓発が行われた。

すなわち、過去2回の参政権拡大は、戦前・戦後の学校教育・社会教育に大きな影響を及ぼした。今回の18歳選挙権は、その年齢層のほとんどが高校3年生として在学していることに鑑みて、高校教育を中心に影響を与えると考えられる。

新しい公民教育・市民教育に求められるもの

現在の学校教育においても主権者になるための教育が公民教育として行われている。それは小学校の社会科に始まり、中学校の社会科（公民的分野）、そして高校の「政治経済」「現代社会」などの科目を中心に教えられている。しかしながら、それらは知識中心であり実践的な力を伴っていない。例えば、三権分立というような民主主義のしくみについての知識はもっていても、身近な生徒会の運営には無関心である、というように知識と態度が分離している。一方で東京都の公立高校で行われている「奉仕活動の義務化」のように、奉仕精神の涵養といった態度面が強調されてはいても、福祉や地域問題の現状に関する知識とは隔離されていて、現実の福祉問題や地域課題を改革するような社会参加にはつながっていない。

新しい公民教育・市民教育はこれらの問題点を克服し、「実践的な市民力」をつけるような学習であるべきであろう。そこでは知識と技能と態度が同時に教えられ、個別具体的な課題にも対応できるような学習が求められる。こうした前提のもとに、今後に期待される市民教育、とくに18歳を目前にした中学高校段階での市民教育についていくつかの原則を考えてみよう。

第一に、現在の中学、高校教育においては進学の問題、すなわち受験という関門があるために実際の社会とは切り離された知識中心の教育が行われている。一部キャリア教育では職場体験などが導入されているが、その他にも実際の地域や社会の人々とさまざまな場面で触れることができるような教育活動が求められる。その一例としてアクション・リサーチがある（図1）。実際に地域を回って、さまざまな人と出会い、その中から地域課題を発見し、その解決策を考え提言するような参加型で実際的な学習である。従来の調べ学習と違う点は、その解決策を実際に関係先に提案して、実施を促すことである。これにより、社会参加の力（効力感）と意欲（大人社会との信頼）を高めることができる。⁽¹⁾

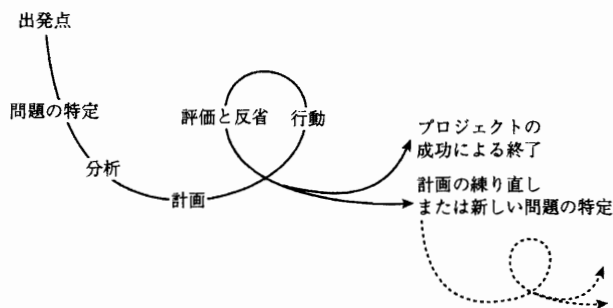


図 4-1 アクションリサーチのプロセス
出所：ロジャー・ハート『子どもの参画』萌文社、91 頁

アクション・リサーチの応用として、2010 年に開発教育カリキュラム研究会が発表した「ESD・開発教育カリキュラム」も参考になる。ここではまず「地域を掘り下げ、人とつながる」。その課程で課題を発見して、地域の人々の話を聞くなかで「歴史とつながる」。さらに、地域の課題と「世界とのつながり」を発見する。例えば、TPP のように地域の地場産業や農業と自由貿易との関係を考えたり、あるいは地域に住む外国人と日本人との共生の問題を扱う。地域課題を分析した上で、最終的にはその解決策を考え、その解決に向けて参加する態度を養うようなカリキュラム・モデルである。地域課題や地球的課題に参画するための市民力を養う市民教育ということが出来る。⁽²⁾

参加体験型の市民教育

第二に、2008 年のリーマン・ショックで若者の就職が急に厳しくなったように、現代社会に住む私たちはグローバリゼーションの波に否応なくさらされている。世界の経済や地球温暖化のようなグローバルな課題が自分たちとどのように関係しているのか、を把握できるような教育もまた必要である。参加型の学習として ESD（持続可能な開発のための教育）、グローバル教育、開発教育といった実践の中に多くのヒントがある。

そのための優れた教材が開発教育の分野ですでに製作されてきた。例えば 2009 年刊行の『市民学習実践ハンドブック』には 30 の参加型学習の事例が挙げられている。⁽³⁾ また、世界の現実を考えるための『ワークショップ版・世界がもし 100 人の村だったら』や国際協力を考え直すための『「援助」する前に考えよう』などの参加体験型の教材が発行されている。⁽⁴⁾ ロールプレイ、シミュレーションなどの参加型の手法を使用して市民的实践力を身につけさせる教材である。

第三に、中学高校の時代は子どもから大人へと移行し、自分の将来について考える時期である。自分の近未来を見据えながら、自己の生き方を考えられるような教育が必要である。それは職業選択のみでなく、現実社会と未来展望のなかで自分の価値観をより明確にし、社会参加を促すような教育が求められる。教材としては『ワークショップ版 多文化共生社会における ESD・市民教育』（上智大学教育学科、2014 年）などがある。⁽⁵⁾

これからの主権者を育成する教育には、狭い意味での政治的知識をもつような公民教育ではなく、グローバルな視野をもった参加体験型の市民教育が求められるのである。

注

- (1) ロジャー・ハート著、田中治彦（他監訳）『子どもの参画』萌文社、2000年
- (2) 開発教育協会編『開発教育で実践するESDカリキュラム』学文社、2010年
- (3) 『市民学習実践ハンドブック』開発教育協会、2009年
- (4) 『ワークショップ版 世界がもし100人の村だったら』開発教育協会、2003年。『「援助」する前に考えよう』開発教育協会、2006年
- (5) 『ワークショップ版 多文化共生社会におけるESD・市民教育』上智大学総合人間科学部教育学科、2014年

田中 治彦（本学教育学科教授・生涯教育学）

2. 18歳選挙権の法制化の動向と課題

国民投票法改正で新たな局面に

明治期以降、わが国も近代合理主義、平等主義の潮流を受け、人の年齢を基準にして権利義務に関する法制度を構築することが、立憲政治の課題と位置付けられている。これは、立法政策上の線引き問題と単純に捉えられがちであるが、合理的な判断、同意が可能な個人の自律性を探究し、一定の年齢基準に基づく規範を形成する過程には、今後も様々な評価、利害が交錯することになる。

現在、大人（成人）と子どもを区別する基準を直接定めた法律は存在しない。例えば、祝日法2条は、成人の日の意義を「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。」と定めているが、成人年齢の定義はない。もっとも、政治・社会において基幹的機能を有する4つの法定年齢、即ち、①国民投票権年齢（国民投票法）、②選挙権年齢（公職選挙法及び地方自治法）、③少年法適用対象年齢（少年法）、④成年年齢（民法）は、いずれも満20年（20歳）を基準とし、社会通念上は、これらを根拠に、20歳を以て大人と扱われるべきと考えられてきている。

他方、18歳を以て大人と扱う国際標準に従い、4つの法定年齢の基準を18歳に引き下げる立法措置が漸次、段階的ではあるが、実現しつつある。憲法上の要請ではないが、4つの法定年齢は立法政策上、乗用車のタイヤのサイズのように一致させるのが望ましいというのが政治・行政部門の共通認識であり、将来的には18歳基準で統一されることになる。



●パネラー



南部義典
元鹿野義塾大学大学院法学研究科講師

「18歳選挙権の
これまでの経緯と
今後の展望」



●コーディネーター

田中治彦

上智大学総合人間科学部教育学科教授

「多文化共生社会におけるESD・市民教育」(上智大学出版)出版記念

●日時=2014年12月6日(土) 14:00-17:00

●場所=上智大学四谷キャンパス12号館202教室(JR四ツ谷駅下車 徒歩5分)

●主催=上智大学総合人間科学部教育学科 教育イノベーション・プログラム

●後援=(特活)開発教育協会

●参加費=無料

●申込み=不要(当日直接会場にお越しください)

●問合せ=総合人間科学部教育学科 田中治彦研究室 htanaka@sophia.ac.jp 03-3238-3650



「中高生を対象とした
模擬選挙と
市民教育の課題」

林 大介

模擬選挙推進ネットワーク 東洋大学社会学部社会福祉学科助教

上智大学・教育イノベーション・セミナー

18歳選挙権と 市民教育の課題



2014年6月に国民投票法案が成立して4年後には18歳以上が国民投票権をもつことになりました。
また、国会では8党の合意により、2年以内に公職選挙法を改正して18歳選挙権の実現をめざすことになりました。
18歳は高校3年生に相当しますので、今後中学高校における政治教育・市民教育の改革が必要になります。
本セミナーでは18歳選挙権をめぐるこれまでの動向を踏まえた上で、今後の市民教育の課題を明らかにいたします。

この意味での年齢法制改革は、改正国民投票法の施行(2014年6月20日)で新たな局面を迎えた。国民投票権年齢は一旦20歳以上に確定したが、施行後4年を経過した日(2018年6月21日)に、自動的に18歳以上に引き下げられる。また、施行後速やかに、公職選挙法等が定める選挙権年齢、民法が定める成年年齢も18歳以上に引き下げることとする国の立法責任も明確に定められた。さらに、与野党8党(自由民主党、公明党、民主党、日本維新の会、みんなの党、結いの党、生活の党及び新党改革)は、選挙権年齢を18歳以上に引き下げのための公職選挙法等の改正(18歳選挙権法の整備)を、施行後2年以内(2016年6月20日まで)に行うことでも合意している。この合意によると、18歳選挙権法が想定どおりに整備され、一定の周知・準備期間の経過後に施行された場合、この施行日が2018年6月20日以前であったとしても、国民投票権年齢も同時に、前倒して18歳以上に引き下げられることになる。目下、国民投票権年齢及び選挙権年齢の引下げは、少年法適用対象年齢及び成年年齢の引下げに先行する見通しである。

18歳選挙権法の整備は、国民投票法の全面施行日(2010年5月18日)までに完遂しているはずであった。法整備は著しく遅れ、この間の権利侵害はもはや回復不可能であるが、わが国の年齢法制を一日も早く国際標準に適合させるためにも、18歳選挙権の法制化を着実に進めることが肝要である。

18歳選挙権法案の提出

改正国民投票法の成立後、国会では遅滞なく、18歳選挙権の法制化に向けた協議が始まっている。与野党8党(前記)による「選挙権年齢に関するプロジェクトチーム」(以下、「選挙権年齢PT」と記す。)が2014年6月19日に発足し、次に召集される国会(第187回国会(臨時会))で、18歳選挙権法案の提出を目指す方針が確認された。

第187回国会の召集後、選挙権年齢PTでは18歳選挙権の法制化に係る主要論点、即ち、①年齢引下げの対象となる条項の範囲、②選挙犯罪に係る少年法の適用関係、③施行期日の設定のあり方(周知・準備期間の幅、地方選挙との関係)、④憲法・政治教育のあり方、について検討が行われた。第2回会合以降は、参加する政党に異動が生じたものの(自由民主党、公明党、民主党、維新の党、みんなの党、次世代の党、生活の党及び新党改革が参加)、4回の実質的な協議を経て、各党の合意が整い、18歳選挙権法案が衆議院に提出された(2014年11月19日)。しかし、同21日、衆議院の解散によって廃案となった。

18歳選挙権法案は、第188回国会(特別会)の後、第189回国会(常会)において、再提出する必要がある。この点、再提出は早くても2015年5月中旬になると見込まれる。仮に、法案が同年6月中旬に成立し、規定どおり、公布から1年後に施行されるとすると、18歳選挙権が実現するのは2016年6月中旬頃になる。

2016年7月には、第24回参議院議員通常選挙が予定されている。18歳選挙権法の施行をこれに間に合わせることが、第47回衆議院議員総選挙(2014年12月14日執行)の後、各党に課せられた至上命題であることは論を俟たない。

18歳選挙権法による年齢条項の見直し

(1) 18歳以上に引き下げられる年齢

わが国の年齢法制の体系上、多くの年齢条項が選挙権年齢と連動している。18歳選挙権法による見直しの対象は、公職選挙法を含む9つの法律の、34の年齢条項に及ぶ。以下、主要な改正点について触れる。

まず、公職選挙法における、未成年者の選挙運動の禁止、未成年者を使った選挙運動の禁止の各規定は、18歳未満の者の選挙運動の禁止、18歳未満の者を使った選挙運動の禁止として、それぞれ改正される。18歳以上の者は、たとえ高校生でも、街頭演説、個人演説会場等における投票の勧誘のほか、SNS等を活用した投票の勧誘が可能となる。18歳、19歳の者は、選挙運動の客体に貶められることなく、主体的、能動的に参画することが可能となる。

また、地方自治法に基づく直接請求権、即ち、条例の制定・改廃、事務監査、地方議会の解散、地方議会議員・地方公共団体の長等の解職に係る各直接請求の資格が18歳以上の者に認められることになる。請求に際して、自ら署名簿に署名・押印し、請求者となることはもちろん、自ら請求代表者となること、請求代表者の委任を受けて有権者の署名を収集することも可能となる。

さらに、最高裁判所裁判官国民審査の審査権年齢も、18歳以上に引き下げられる。国民審査は衆議院議員総選挙の際に行われるため、審査権年齢の引下げは当然の措置であるが、国民審査の対象となる裁判官の情報の提供のあり方等、今後検討を要する。

(2) 20歳以上のままとする年齢

本来、18歳選挙権法に連動して18歳以上に引き下げられるべき年齢条項のうち、あえて連動を外して、現行どおり（20歳以上）とされるものが存在する。①検察審査員の選任資格、②裁判員の選任資格、③人権擁護委員の候補者資格、及び④民生委員の被推薦資格、の4つである。

このうち、①及び②の選任資格は、当分の間、20歳以上に据え置くこととされる。もっとも、このような二重基準を期限なく放置することにならないよう、適時の立法対応が不可欠である。

また、③及び④の委嘱年齢は、選挙権年齢との連動を外し、民法が定める成年年齢と新たに連動させ、将来、成年年齢と同時に引き下げるものとされる。両委員の職務の性質、内容に鑑み、妥当な措置と解される。

選挙犯罪に係る少年法の適用関係

選挙権年齢を18歳以上に引き上げる場合、少年法適用対象年齢は現行の20歳未満のままでいいのかどうか、18歳、19歳の者による選挙犯罪の取扱いをめぐって、少年法の適用関係の問題が顕在化する。具体的には、18歳、19歳の者が、組織的多数人買収罪などの選挙犯罪にコミットした場合、少年法の適用を受け、原則として保護処分の対象とし、刑事処分の対象としないことでよいか、つまり、選挙法制上は一人前の資格を有する者として扱われる以上、成人の刑事事件として刑罰による制裁によるべきではないか、という問題である。

前記のような法的齟齬を解決するには、まず、18歳選挙権法の整備に合わせて、少年法も同時に改正し、同法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げること（18歳少年法の整備）が妥当であると考えられる。

しかし、18歳選挙権の法制化にあたり、少年法のみならず、関係法律（各種少年院の収容年齢を定める少年院法など）の改正論点も含め、議論の蓄積が十分ではない。これは、改正国民投票

法が、国民投票権年齢を20歳以上に確定させたことで、少年法適用対象年齢との法的齟齬が生じず、国民投票犯罪に係る少年法の適用関係の問題が生じなかったことによる。18歳少年法を同時に整備するには、なお一層の時間を費やさなければならなくなる。

そこで、18歳選挙権法の立案に際しては、少年法適用対象年齢の引下げを前提とせず、選挙犯罪に係る少年法の適用関係を整理する理論構成が求められることになる。

選挙権年齢PTでは当初、選挙犯罪に限って少年法の適用を除外するという案（適用除外案）への賛同が広がった。18歳選挙権法に少年法の適用除外条項を設けることにより、18歳、19歳の者による選挙犯罪を一律に、刑事処分の対象とする内容である。しかし、①選挙犯罪にも罪質の程度が様々ある中、一律に少年法の適用を除外するのは少年の保護・更生という同法の立法理念を損なう、②交通犯罪（危険運転致死傷罪等）においても、少年法の適用除外という法律構成は採られておらず、なぜ選挙犯罪だけを適用除外とするのか根拠が乏しい、などの反対論が示された。

協議を重ねた結果、適用除外案への賛否両論に対する折衷的立場として、限定的に刑事処分の対象とする案（限定的逆送案）に拠ることとなった。即ち、(1)選挙犯罪のうち、連座制に係る罪の事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合には、検察官送致（逆送）の決定を行い、また、(2)連座制に係る罪の事件を除いては、家庭裁判所が検察官送致を決定する場合、選挙の公正の確保を考慮して行うこととする内容である。(1)(2)いずれも、選挙犯罪に係る少年法の特例として、18歳選挙権法案の附則に明記された。

いずれにせよ、18歳選挙権法の整備の後、国民投票権年齢も18歳以上に引き下げられる段階で、国民投票犯罪に係る少年法の適用関係が問題となる。国民投票犯罪には連座制の適用はなく、限定的逆送案と同じ法律構成は採用できない。少年法適用対象年齢の引下げに関しては、それまでに成案を得ておく必要がある。

成年年齢の引下げ

民法が定める成年年齢の引下げ（18歳成年法の整備）は、18歳選挙権法の整備が完了した次の段階で行われる見通しとなっている。4つの法定年齢のうち、成年年齢が「大人（成人）と子どもを画する基準」として社会的に最も通用しており、これを引き下げることが、今回の年齢法制改革の本丸と言える。

個人に要求される判断能力の程度は、政治参加と私法上の契約のいずれの場面においても差異はなく、選挙権年齢と成年年齢は一致すべきであるというのが伝統的な政府見解である。両年齢の不一致がもたらす不都合、例えば、18歳選挙権法により選挙運動が可能となった18歳、19歳の者が、選挙運動のボランティアを申し込む際に、民法上の未成年者として扱われるままに「保護者の同意」を要求されるのは、市民感覚的にも疑問が生じるところである。

もっとも、政治参加と私法上の契約とは、自己の判断に基づく意思決定に法的な責任が伴うか否かで相異なる。憲法15条4項は「選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」と、選挙人の無答責を定める。選挙人が冗談で特定の候補者・政党に投票しても、責任は一切生じない。しかし、民法が規律する私法の分野では、意思表示が冗談交じりであっても、契約上のリスクの判断理解が不十分であっても、原則、有効な法律行為として成立し、債務履行責任を負うことになる。

私法上の責任が生じること等、実体社会に与える様々な影響を勘案し、18歳成年法を整備・施行するタイミングが問題となる。この点、政府見解は、若年者の自立を促すような施策や、消費者被害を可及的に防止しうる施策が講じられていることが前提条件になるとする。この前提条件の成就の判断は、消費者教育推進基本方針（2013年6月28日閣議決定）に基づく消費者保護施策群の進捗状況等に鑑み、国会が慎重に行うべきであると考ええる。

憲法・政治教育の充実に関する施策方針

18歳選挙権法を整備に並行し、若年層に対する憲法・政治教育の充実を図ることが今後、一層重要となる。これは、法整備に並行する施策であって、前提条件ではない。中央教育審議会において学習指導要領の見直し検討が始まったが（2014年11月20日、文科相より諮問）、その結論（答申）を待つまでもなく、18歳選挙権法案を国会で審議する過程で、政府の施策方針を詳しく明らかにする必要がある。

併せて、これに関連し、実践的な憲法・政治教育を推進する上で障壁となっている教育基本法14条2項の解釈・運用を、政治主導で見直す必要があると考える。同項は「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と、教育の政治的中立性（多数の者に対して強い影響力を持ち得る教育に、一党一派に偏した政治的主張が持ち込まれてはならないこと）を謳っている。実際には、同項の解釈・運用により、教育現場は萎縮し、実践的な憲法・政治教育は敬遠される傾向が強い。また、公立学校の教育公務員に対しては、法令上、政治的行為の制限が掛かっており、テーマが具体的な政治性を帯びるほど、教育現場では扱い難いと受け止められている。

硬直した行政解釈・運用のレベルを越えるために、国会において憲法・政治教育の推進に向けた新規立法（理念法）を整備することも検討に値する。ただし、党派性を生まないように、全会一致に近い合意に基づいて立法する必要がある。

結語

18歳選挙権法を整備を契機に、今後、年齢法制改革がさらに前進することが期待される。

もっとも、諸立法に関して、国民（とくに若年者層）に対する情報提供と説明が不十分であり、社会的関心は必ずしも高くない。大局的意味での立法目的が伝わらなければ、若年者の政治的、市民的自律を呼び覚ますことはできず、一時の問題提起に終始するおそれがある。

政治・行政において、当面の具体的な立法工程を確定させ、スケジュール感を国民と共有することが急務である。そして、国民の側こそ、その工程を厳しく監視し、立法を督促していかなければならない。

南部 義典（元慶應義塾大学大学院法学研究科講師）

3. 中高生を対象とした模擬選挙と市民教育の課題

はじめに～子どもの権利、子どもの社会参加、模擬選挙

筆者が高校3年生だった1993年、高校生活最後の文化祭で「子どもの権利条約」の展示発表を行ったことがきっかけで、子どもの社会参加・政治参加に取り組むようになった。子どもの権利条約そのものは1993年には批准されず、非自民党政権の細川政権が翌年の1994年に批准した。2014年は条約批准20周年という節目であるとともに、かれこれ20年、子どもの権利条約に関わってきた。

子どもの権利条約においては、18歳未満が子ども。つまり、国際的には18歳からおとなであり、世界の9割以上の国が18歳から選挙で投票ができる。選挙権年齢が20歳という日本の選挙権年齢の引き下げについて必要性を感じ、2000年の立ち上げに関わったRightsという団体で、選挙権年齢の引き下げに向けた働きかけをしてきた。

選挙権年齢の引き下げに取り組んでいると、「どうせ若い人は選挙に行かない」と言われる。確かに現実問題として若者の投票率は低く、50～60代の投票率が高い。いくら20代の投票率が上がろうが、少子化の影響を受け母数は少なく、若者の声が届きにくいことには変わりはない。もちろん、50～60代以上の方たちが若者のことを考えていないわけではないが、子育て、保育の問題は票につながりにくく、年金問題の方が票につながるの政策としては打ち出しやすいこともあり、選挙時の政策論としても、若者にとっては身近ではない、とも言える。

とはいえ、政治は私たちの生活を定める場であり、関心をもつことが大事なのは言うまでもない。そこで、有権者となるまえに政治や選挙に関心を持てるような政治教育の必要性を感じ、その中で、コスタリカやアメリカといった海外で取り組まれている「模擬選挙」に出会い、日本でも取り組もうと2002年の町田市長選挙から模擬選挙に取り組み始めた。⁽¹⁾

日本の子どもの現状

前述したように、確かに若年層の投票率は低く、政治や選挙に関心がないと言える。しかし明るい選挙推進協会の調査によると、「若年層の政治への関心度」は高校までに政治について学んだことがある生徒の方が高い。日本の子ども、若者は自分たちにかかわる政策のことは自分たちに聞いてほしい、と思っている。選挙権を得る前の中学生や高校生時代に、学校で政治や選挙に対する学習をしておくことが大切だとデータは語っている。子どもは有権者でなくても主権者であり、これから有権者になっていく若者に対し、政治や選挙に関する教育を行うことが必要である。

模擬選挙について

模擬選挙は海外ではシティズンシップ教育として一般的である。2008年のアメリカ大統領選挙で見た模擬選挙は全米で700万人が投票していた。日本では2013年の参議院選挙の模擬選挙の投票数は11,230人と初めて1万人を超えたが、まだまだである。

また、模擬選挙は、①実際の選挙の候補者や政党に投票するパターン、②歴史上の人物やキャラクター・架空の政党に投票するパターン、の2つに大別することができる。②は日本においてはよく取り組まれているが、このパターンは、あくまでも「選挙体験(選挙制度を学び、投票す

るといふことの体験)」であり、政策を考えたり、実際の社会状況についてディスカッションをすることにはならず、現実感が乏しい。

それに対して①は、今、動いている政治を対象にするということ、新聞やテレビ、インターネット等において豊富な情報がある中で、“生の政治”を体感するプログラムである。私は、この①の、未来の有権者が“生の政治”に出会うことで、より真剣に、身近に政治や選挙を感じるができると考え、2002年から模擬選挙に取り組んできた。

最初に取組んだ2002年町田市での市長選挙での模擬選挙は90人規模で、翌年の総選挙から各地に呼び掛けて実施している。2003年の総選挙では7校が参加したが、今回(2014年総選挙)は最終的には42校まで広がった。解散時期が急であったり、期末試験期間と重なっている中、実施する学校が増え、また、高校生団体等も街頭で模擬選挙を実施するなど、模擬選挙の取り組みが全国的に広まってきているのはうれしいことである。

学校で行う模擬選挙について

模擬選挙の実施は、<授業時間の中で行う><昼休みや放課後に自由に投票してもらう形(投票率が出る)><インターネットを通して>など、学校や先生それぞれがやりやすい方法で取り組まれている。指導案や投票用紙等をウェブにアップしているので、参考にしてほしい。また選挙の投票箱や記載台等は選挙管理委員会が貸し出してくれる。⁽²⁾

本来は学習指導要領その他にも政治教育の推進については明記されており、中央教育審議会が答申した教育振興基本計画のなかにも模擬選挙について記載されている。もちろん、学校現場で教員が特定の政党を支持したり、あるいは意図的に批判することはあってはならず、学校で生の政治を取り上げる際は、丁寧に扱うことが必要である。たとえば模擬選挙の際に新聞を扱うにしても、1紙だけを見るのではなく、複数の新聞を取り上げてバランスをとることが大切となる。そのことによって、生徒が複数紙を読み、メディアリテラシーを育むことにもつながる。

また、公職選挙法の規定は非常に厳しい。2013年からネット選挙運動が解禁されたが、未成年者がツイッター等で「模擬選挙で私は〇〇党に投票しました」とつぶやくことは禁止されている。こうしたことを先生から生徒に伝えてもらうように、私たちは先生方とネットワークを組み、情報を共有している。

模擬選挙を学校で広めていくためには、教員同士の口コミやネットワークが最も効果がある。実際の取り組み方についてはなおさら、教員同士のネットワークが大きい。学習指導要領の話と絡めてしまうと、トップダウンで降りてくる結果、やることになっても、現場ではしぶしぶやるような状態になりがちである。強制的にやるのではなく、模擬選挙を実施したい教員や学校ができるような体制を整えることが大事である。

模擬選挙への理解

一方で2013年、青森の中学校で模擬選挙を実施しようと準備していたところ、教育委員会からストップがかかり、実施日の直前に急きょ仮の政党を作って模擬選挙を行うことになった。生の政治を学校現場に持ち込むことに対しては、まだまだ課題があるのは事実で、模擬選挙の必要性を広く知ってもらう働きかけが、今、求められている。

そこで、文科省の幹部や、教育長などが学校現場の模擬選挙を視察するように働きかけ、先生や生徒の様子を見てもらうようにしている。そのことで、模擬選挙に対する理解も深まりつつある。

神奈川県知事として県立高校での模擬選挙導入を推進された参議院議員の松沢さんが、2014年に文教委員会で安倍首相に「模擬投票」や「政治教育」の推進について質問したところ、安倍首相からも「模擬選挙等を通して主権者を育てることは大切」との答弁があった。

“生の政治”と出会う未来の有権者

模擬選挙で投票する中高生世代は組織票がなく、地域性や大人の影響、マスコミの影響もあつてか、模擬選挙の結果と本番の選挙結果は大体同じになる。これはアメリカのオバマ大統領の時も同じ。一方、地方選挙になると、模擬選挙の結果は子どもの関心ごとに左右される。たとえば「学校給食の導入」は、おとなはそれほど重要視されないが、中学生にとっては身近な問題で、「学校給食の導入」を掲げていた候補者の得票数が、実際の選挙よりも多かったことがあった。身近な政策について考えるのであれば、地方選挙で模擬選挙を実施すると、大いに盛り上がる。

実際の政治が動くときに、学校等でそうした話題を取り上げることが大事である。子どもはしづらみがなく、純粹に考えられる。もちろん、社会に出ていないから理想が高くなりがちではあるが、自分たちの投票結果と、実際の投票結果が異なるのであれば、なぜ異なるのかを考えることで、さらに学びが深まり、そのことによって、社会や政治を身近に感じることにつながる。そして、子ども自身に選ばせることに、実は大きな意味がある。自分も一票をもつ主権者であるとの意識を醸成することが重要なのである。「主権者」であるということ意識し、「主権者」として考えることになるのである。

また、街頭演説が聞こえると「うるさいなあ」と感じ、ポスターを見ても「目ざわり」などと感じていた中高生が、学校で模擬選挙を行うということを聞いて、演説を意識したり(中には、公開討論会に参加する中高生もいる)、ニュースを見るようになったり、家庭において親子で選挙や政治について話すようになることが多い。

今後に向けて

選挙権年齢の引き下げもそうだが、実際のところ、当事者となる18歳、19歳がどこまで18歳選挙権を理解しているかはわからない。ただ、模擬選挙のように、有権者となる前に、生の政治や選挙について考えるきっかけがないと、考える機会が得られない。

2014年の9月に、スウェーデンで総選挙が行われたので、1960年代から取り組まれているという模擬選挙の視察に行ってきた。そもそもスウェーデンの若者の投票率は毎回80%近くと非常に高く、模擬選挙の取り組みが一つの要因ではあるが、選挙の時だけではなく、「遠足の行き先」「学校行事の中身」など、あらゆる場面で当事者である子どもたち自身が議論し、自分たちで決めるというように、しつこいくらいに民主主義を学ぶ場を意識して取り組んでおり、だからこそ高い投票率につながっていると、スウェーデン若者市民社会庁の模擬選挙担当者は話していた。さらに「子どもたちが社会に関心を持ち、そのことを親に話すと、大人自身も政治に向き合わざるをえなくなる」とも言っていた。主権者には年齢制限がない。子どもたちにも、今の政治や選挙について考えていく場を設けることが必要なのは言うまでもない。

そもそも、大人自身も本当にわかって投票しているのか。模擬選挙に参加した子どもの感想に、「模擬選挙をすることにより、将来有権者になることを感じた」というのがある。大人の投票結果と見比べるのでも構わず、模擬選挙においては軽い気持ちで投票するのでも構わないと思う。選挙の掲示ポスターを見て、子どものころから「選ぶ」ということを刷り込ませることも大事ではないか。選挙があれば、大人だけで議論するのではなく、子どもとも話す。そして普段から政治や選挙について話す時間をつくることで、子どもにも影響を及ぼすことができる。

常に社会課題について、子どもとおとなが話し合い、考えていくという行動を積み重ねていくことが大事である。未来の有権者と選挙について話すと同時に、おとなである皆さんも、有権者として考える機会をもってほしい。

注

- (1) 模擬選挙の現状、先行研究、シティズンシップ教育としての役割などについては、拙稿「シティズンシップ教育としての未成年模擬選挙の可能性」(東洋大学福祉社会開発研究センター『福祉社会開発研究第6号、2014年3月)をご覧ください。
<http://www.toyo.ac.jp/uploaded/attachment/11375.pdf>
- (2) 『未来を拓く模擬選挙』編集委員会編『実践シティズンシップ教育 未来を拓く模擬選挙』悠光堂、2013年。および、ホームページ「未成年模擬選挙」<http://www.mogisenkyo.com/>

林 大介 (模擬選挙推進ネットワーク・東洋大学社会学部社会福祉学科助教)